

民進こうべ政策議員団 NEWS



市民福祉の向上と共に、豊かさが実感でき、市民が愛着を持ち、誇れる神戸のまちづくりを ホームページ <http://minshin-kobe.jp/>

編集・発行／民進こうべ政策議員団 〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1 / TEL:078-322-5844 FAX:078-322-6161

「若者に選ばれるまち+誰もが活躍するまち」神戸に向けて!

神戸市は、神戸2020ビジョン・神戸人口ビジョン・神戸創生戦略を策定し、「若者に選ばれるまち+誰もが活躍するまち」を目指して、都心・三宮の再整備などの取り組みを進めており、私たちも積極的に提案や議論を展開しています。

代表質疑

川内清尚 議員(垂水区)

1. 障害者就労について

Q 障害者就労支援について、先日滋賀県の取り組みを調査した。滋賀県では、介護技能等習得研修、介護事業所の環境整備支援、就労・雇用調整支援、これらを一体的に実施し、平成12年度から多くの方が実際に介護事業に就職している。また、従来の「サービスの受け手から担い手へ」と、各々が社会に貢献しているという大きな満足感を得ている。神戸市においても障害者の就労支援対策を更に強化していくべきと考えるが?



A 「サービスの受け手から担い手へ」という考え方方は大変重要であるし、まさにその考え方で就労支援に取り組んでいる。今後滋賀県の取り組みも更に詳しく調べて、障害者の就労のあり方目指した政策展開を積極的に図っていきたい。

2. 行政情報の発信について

Q 新たな高齢者施策をはじめ、神戸の魅力を高める施策の展開に向けて行財政改革を進めているが、削減ばかりが表面化して、新たな施策が見えてこないのが現状である。これからは、削減だけでなく、新たな施策の中身を市民にわかりやすく理解してもらうためのきめ細かな強い発信力が重要であると考えるが?

A 新たな行政課題や市民ニーズに対応するうえでも、事業の削減・見直しをしながら新しい施策の展開は必要である。削減に代わる新たな施策の市民への周知徹底については、まだまだ工夫をする余地もあると考えている。川内議員のご指摘も踏まえ、そのあり方について検討を加え、改善をしていきたいと考えている。

永江一之 議員(灘区)

登録型本人通知制度の導入について

Q 登録型本人通知制度とは、事前登録をした方の戸籍謄本などを代理人や第3者に交付した場合に交付した事実を登録者本人に通知することで、不正取得の抑止を図るものである。この制度が周知されることで、委任状の偽造などにより住民票や戸籍謄本などを不正に取得し、結婚相手の身元調査などの人権侵害や犯罪の抑止効果が期待できる。



市として、人権侵害や悪用を未然に防ぐことを内外に示すため、登録型本人通知制度を早期に導入すべきと考えるが、見解を伺いたい。

A 戸籍謄本や住民票の写しの請求に関しては、住民基本台帳法及び戸籍法の一部が改正され、平成20年5月から本人確認の厳格化や虚偽申請などに対する罰則強化が図られ、一定の効果が出ていると考えている。

この制度改正だけでは不十分であるとの意見もあるが、相手方に察知されることなく手続きを進めなければならない債権者等にも配慮すべきという考え方もあるなど、本人通知制度による考え方が現時点ではわかっている状況である。

一方自治体では、こういう本人通知制度を導入しているところも出てきている。

今後の状況の推移を見ながら、不正請求に対する何らかの防止策を考えることができないか検討したいと考えている。

要望

兵庫県内では41市町のうち36市町で既に導入済みである。

神戸市でも登録型本人通知制度の早期導入により、人権侵害などの悪用を未然に防ぐことを内外に示す必要があると、強く導入を要望する。

総括質疑

大井としひろ 議員(須磨区)

「障がい者就労」支援充実に一步前進!

1. 神戸の観光振興について

- (1) 須磨エリアの観光振興について
- (2) 「べっぴんさん」を契機とした神戸の魅力発信について

2. 障がい者就労について

3. スポーツを活用した地域振興等のあり方について

以上、3問4項目を質問し、特に障がい者就労について、久元市長以下執行部から下記内容の前向きな答弁を頂きました。

Q 介護等の場における知的障がい者の就労促進事業についてどう考えているか?

A 知的障害のある方への介護技能等の習得研修プログラムの検討を急ぎ、介護事業への就労マッチングまで一貫して行う仕組みについて具体化したい。

また、ICTを活用した在宅勤務や短時間雇用の観点からも新しい取り組みを検討したい。



Q 障がい者継続支援A型事業所への支援は?

A 就労継続支援A型事業所はじめ、障害福祉サービス事業所に、神戸市障がい者優先調達推進方針を策定し、出来るだけ率先して調達するよう努めているが、今後はさらに力を入れて、外郭団体を含めた安定した仕事を発注が出来るように取り組み、障害福祉サービス事業所の賃金アップに繋げていきたい。



決算特別委員会

●第1分科会



理事
人見 誠(北区)



藤原武光(垂水区)



議長
池田りんたろう(北区)

●第2分科会



平木ひろみ(中央区)



永江一之(灘区)



監査委員
岩田よしあき(西区)

一般質問

藤原武光 議員(垂水区)

1. 高齢者一人暮らしに対する新たな支援施策

Q 単身高齢世帯が急増し2015年の国勢調査によると全国では562万人にもなっている。「自立的・自己責任」の生き方をサポートするため、福岡市社会福祉協議会などでは「生前事務委託契約」「死後事務委託契約」のようなサービスを行なっている。神戸市でも新たな制度の開発とサービスの提供を検討すべきでは?

A 成年後見支援センターの開設などに取り組んできたが、公民連携や様々な主体との役割分担を考え、他都市の事例も参考にして、サービスの具体化の検討していく。



2. 地域包括ケアシステムの構築に向けた医療と介護資源の課題

Q 2025年問題が叫ばれる中、在宅医療と介護を支えるため、地域包括ケアシステムの構築が急がれる。特に垂水区は、その基盤となる医療資源(病院数・病床数・医療スタッフ)が神戸市内で一番少ない。医療資源の大幅な拡充はできないか?

A 垂水区における医療機関不足は従来から言われており、指摘の通り医師数は最も少ない。各区のバランスが取れた地域医療資源の配置を進めたい。

3. 障がい者就労の新たな支援

Q 2006年10月に「障がい者自立支援法」が、2016年4月には「障がい者差別解消法」が施行され、今後更に障がい者の雇用が求められる。他都市の先進事例を参考に、神戸で「農福連携」による新たな雇用創出の仕組みはできないか?

A 北区、西区で取り組みがされているが、全国的にも農福連携の事業が促進されている。神戸市でも新たに農福連携・就労推進が出来ないか検討を加速したい。

●第3分科会



副委員長
川原田弘子(垂水区)



大井としひろ(須磨区)

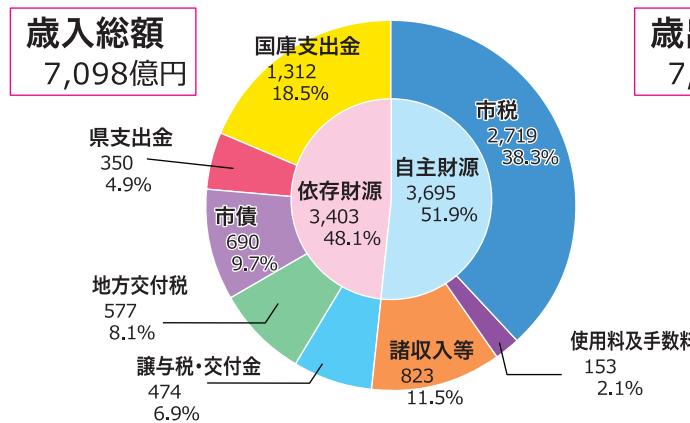


川内きよなお(垂水区)

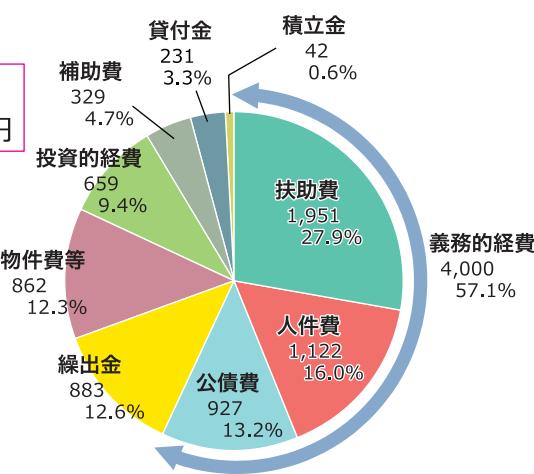
— 第2回定例市会 9月議会報告 —

平成27年度一般会計決算は、5年連続で財源対策によることなく実質収支の黒字12億5,600万円を確保でき、財政状況は年々改善してきています。しかし、市税収入は対前年度約31億円減少しており、中長期的には少子・超高齢社会の進展に伴い社会保障費・医療費が増え続けることなどから、引き続き厳しい財政状況が予想されています。

■一般会計歳入歳出決算（平成27年度）（単位：億円）



歳出総額
7,006億円



訪問介護と通所介護が「総合事業」に移行します！

平成27年度の介護保険制度改正により、平成29年4月から、予防給付の訪問介護と通所介護が、介護保険の事業から「総合事業」に移行します。

といっても、今の訪問介護と通所介護がなくなるわけではなく、現在あるこれらの事業に加えて、神戸市の独自の基準によるサービスが実施され、サービスの多様化が図られるということです。

例えば、これまでの介護保険の訪問介護では受けることができなかった、花木への水やり、ペットの世話、話し相手、外出付添といったサービスが受けられるようになります。



※実際にどのサービスが受けられるかは、あんしんすこやかセンターなどのケアプラン作成者と相談しながら決めることになります。また、サービスによっては有償の場合もあります。

老後も住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護・福祉の充実にこれからも取り組んでいきます。

議員による政策条例 「神戸市歯科口腔保健推進条例」 を策定！

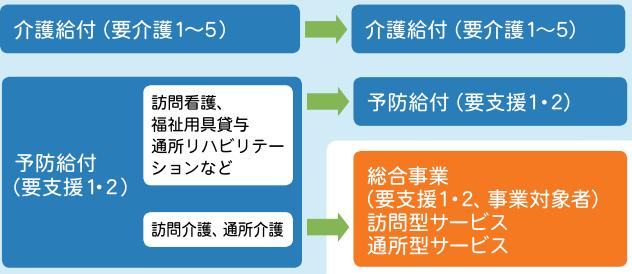
私たち「民進こうべ政策議員団」を含む3会派共同で、「神戸市歯科口腔保健推進条例（案）」を提案し、10月26日の本会議で可決成立しました。

神戸市と保健、医療、福祉、教育等の関係者が相互に連携を図りながら、歯科口腔保健に関する取り組みをさらに推進していきます。

<介護保険事業>

現在

平成29年4月～



<神戸市が行う総合事業のサービス類型>

現在

平成29年4月～

総合事業		
類型	実施方法	内容
訪問型サービス (訪問介護)	現行相当 指定	現行と同様のサービス・基準・報酬 ・訪問介護員による身体介護・生活援助
A(緩和基準)	指定	資格要件を緩和(一定研修受講者も從事可)、 報酬は現行の8割 ・生活援助のみ
B(住民主体)	補助	NPO法人等の有償ボランティアによる生活援助
通所型サービス		
現行相当	指定	現行と同様のサービス・基準・報酬 ※本来目的の達成を要件とする
C(短期集中・集団)	委託	日常生活に支障のある生活行為を改善するためのプログラムを複合的に実施 1クール12回(週1回×3か月)
C(短期集中・個別)	委託	利用者の個別性に応じて、日常生活に支障のある生活行為を改善するためのプログラムを複合的に実施 1クール12回(週1回×3か月)
地域支援事業		
介事業予防	一般介護予防事業 住民主体の通いの場	